

ID: 37

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市証明等手数料条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第62号		
<p><b>【根拠条文】</b> (手数料の徴収) 第2条 手数料を徴収する種類、種別及び金額は、別表のとおりとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
各課共通			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日